(証券コード　9478)
2021年６月１日

株　主　各　位

東京都新宿区舟町５
SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速　水　浩　二

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日は株主総会会場へのご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2021年６月17日(木曜日)の午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月18日(金曜日)午前10時
2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアット　リージェンシー　東京　白鳳の間
3. 会議の目的事項
報告事項
1. 第36期(2020年４月１日から2021年３月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期(2020年４月１日から2021年３月31日まで)計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)３名選任の件
第２号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎下記の事項については、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.sehi.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び「株式会社の支配に関する基本方針」

・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎後記の添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ホームページにてご通知申し上げます。

◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。

◎新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

・当日は、株主様の健康状態に関わらず、株主総会会場へのご来場は極力お控えください。

・本株主総会の議決権につきましては、同封の議決権行使書面やインターネットを通じて事前に行使くださいますようお願い申し上げます。

・株主総会会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着座を推奨させていただきます。

・株主総会会場へご来場される株主様は、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、ご入場の際にはアルコール消毒及び検温等へのご協力をお願いいたします。

・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことやご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・当社の役員及び運営スタッフは、体調を確認したうえでマスク着用にて応対させていただきます。

・当社役員につきましては、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさせていただく可能性があります。

・株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ホームページにその旨掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



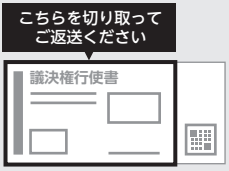
株主総会日時 2021年6月18日（金曜日）午前10時開催
（受付開始は午前9時を予定しております。）

■ 当日ご出席いただけない場合



▌郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



行使期限 2021年6月17日（木曜日）午後6時必着



▌インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶詳細は4頁～5頁をご覧ください。

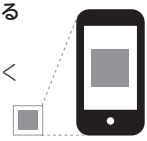
行使期限 2021年6月17日（木曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト▶https://www.web54.net

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

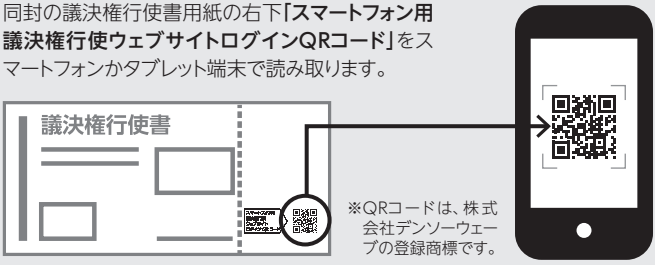
▶次頁に詳しくご紹介しています



「スマート行使」による議決権行使について

❶ スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

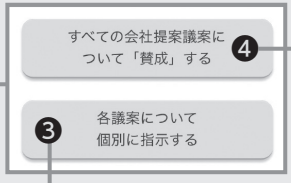


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

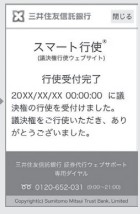


❸ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

❹ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使サイト▶

https://www.web54.net

バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。
※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

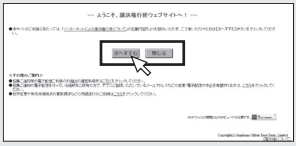
システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

0120-652-031

（受付時間 9：00～21：00）

❶ WEBサイトへアクセス



❷ ログインする



❸ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネット（スマート行使含む）により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット（スマート行使含む）によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（スマート行使含む）によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)３名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(３名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当		候補者の有する当社の株式数
1	速水浩二(はやみ こうじ) (1967年１月９日生)	1995年６月 1996年４月	当社取締役 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) SEインベストメント株式会社 代表取締役社長	2,664,854株 (2021年３月末)
2	佐々木幹夫(ささき みきお) (1959年10月28日生)	1994年６月 1997年４月 1999年６月	当社取締役コミュニケーションデザイン局長 当社取締役出版局長 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社翔泳社代表取締役社長 株式会社翔泳社アカデミー 代表取締役社長	697,128株 (2021年３月末)
3	篠崎晃一(しのざき こういち) (1955年２月24日生)	1989年５月 1993年４月	当社取締役 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社SEデザイン代表取締役社長	810,828株 (2021年３月末)

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第２号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、2018年６月22日開催の第33回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「現プラン」といいます。)」を株主の皆様のご承認を頂き継続いたしました。現プランの有効期限は、2021年６月18日開催予定の第36回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとされておりますところ、その間の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論及び法令等の改正等を踏まえて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させる観点から買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました結果、現プランの一部を変更(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)した上で、本プランを継続いたしたく存じます。

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本プランは本定時株主総会の終結の時から発効し、有効期限は2024年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結時となります。

株主の皆様におかれましては、何卒本趣旨にご賛同頂き、本プランについて、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

現プランから本プランへの実質的な変更点は以下のとおりであり、その他記述の明確化など形式的な変更を行っております。

①現プランでは、当社取締役会が対抗措置の発動を決議するにあたり、判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会の決議に先立ち、当社監査等委員のうち社外取締役全員の賛同を得ることを条件としておりましたが、本プランでは、ルールを遵守した第三者からの大量取得行為に対する対抗措置発動の是非は、株主の皆様にご判断いただくべく、株主総会にお諮りすることに変更いたします。なお、ルールを遵守しない第三者からの大量取得行為に対する対抗措置発動については従前の通りです。

１．本プラン継続導入の理由

当社グループは、1985年の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット＆モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの５つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、2006年10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。そして、当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が必要かつ相当な対抗措置を講じる必要があると考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための一定のルールが引き続き必要不可欠であると判断し、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続導入することを決定いたしました。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

①本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付(下記(2)「本プランの発動に係る手続」①に定義されます。以下同じ。)が行われる場合に、買付者又は買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付について情報収集、検討等を行う期間を確保し

た上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続について定めております(下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。)。

②新株予約権無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には(下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」をご参照ください。)、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(下記(4)「本新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

③本新株予約権の行使及び本新株予約権の取得

仮に本プランに従って本新株予約権無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

①対象となる買付

本プランにおいては、次の(i)、(ii)に該当する買付もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案(第三者に対する勧誘行為を含みます。)(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本プランに定める手続に従い本新株予約権無償割当てがなされます。

(ⅰ) 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付

(ⅱ) 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]に係る株券等の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付内容の検討に必要な下記(a)～(g)に記載する必要情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該買付者等が本プラン上の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該回答期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。

記

(a) 買付者等及びそのグループ(共同保有者[8]、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、法令遵守状況等を含みます。)

---

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の２第1項に定義されます。以下②において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

8 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(b) 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。)

(c) 買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)

(d) 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

(e) 買付等の後の当社経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(f) 買付等の後における当社従業員、取引先、顧客他当社に係る利害関係者の処遇方針

(g) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」記載のとおり、本新株予約権無償割当てを実施いたします。

③取締役会における買付説明書の評価・検討、買付者等との交渉及び代替案の検討

買付者等は、当社取締役会がその内容につき必要かつ充分と認めた買付説明書の提出完了日から60日間(金銭のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の買付等の場合)(以下「取締役会評価期間」といいます。)が経過するまでは、買付等を出来ないこととします。これは、株主共同利益のため、当社取締役会に、買付説明書の評価・検討、買付者等との交渉・協議、買付等に対する意見形成及び株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等の機会を与えて頂くのに必要なためであります。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家(弁護士、公認会計士及び学識経験者等)の助言を得ながら買付説明書の評価・検討を行い、当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、株主の皆様に対して公表します。また、必要に応じて、買付者等との間で条件改善について交渉・協議を行い、株主の皆様に対して当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

また、当社は、買付説明書の提出の事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、取締役会評価期間の開始時等適切と判断する時点で株主の皆様に情報開示を行います。

なお、取締役会評価期間中に、当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断頂く必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合(以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。)、当該買付提案を行った買付者等については、本新株予約権の無償割当てに関する事項等相当な対抗措置の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。)が終了するまでは、買付等が出来ないこととします。

(3) 本新株予約権無償割当ての要件

①買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該買付等に反対であったとしても、当該買付等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該買付等に対する対抗措置はとりません。

但し、当該買付等が下記(a)～(f)に例示するとおり明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的措置として、当社取締役会は、株主の皆様に対する無償割当ての方法による新株予約権の発行、その他法令及び当社定款により認められる相当な対抗措置を株主意思確認総会に諮ることを決議することが出来るものとします(現在時点では、新株予約権無償割当て以外の対抗措置を株主意思確認総会に諮ることを決議する予定はありません。)。

なお、当社取締役会が、対抗措置の発動を株主意思確認総会に諮ることを決議するにあたり、判断の客観性及び合理性を担保するため、専門家等の助言を得つつ、当社監査等委員３名のうち社外取締役２名全員の賛同を得るものとし(社外取締役である監査等委員の略歴につきましては、(別紙１)をご参照ください。)、対抗措置の発動要否に関する当社取締役会の評価、意見、判断及びそれに基づく決議内容につき、株主の皆様に対して公表いたします。

この場合には、前記(２)③のとおり、当社は、検討期間終了後原則として60日営業日以内に株主意思確認総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認総会の招集手続きを進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、買付者等が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認総会の開催を中止する

ことがあります。

株主意思確認総会においては、定款第14条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項などに係る議案を付議します。

株主の皆様により、同議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。なお、対抗措置の発動後、買付者等が当社に有利な代替案を提示してきた場合、買付等を断念した場合又は具体的な状況に変化があった場合において、当社取締役会は対抗措置を停止又は中止する場合があり、その場合には、判断の客観性及び合理性を担保するため、専門家等の助言を得つつ、当社監査等委員３名のうち社外取締役２名全員の賛同を得るものとし、対抗措置の停止又は中止に関する当社取締役会の評価、意見、判断及びそれに基づく決議内容につき、株主の皆様に対して公表いたします。

これに対し、株主意思確認総会において、同議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、本プランの発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめます。

なお、株主意思確認総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に買付者等から提出を受けた本必要情報及び買付説明書を原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、買付者等から受領した本必要情報及び買付説明書の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する買付者等からの情報は、株主意思確認総会の開催日の８週間前までに当社に到着した情報に限られるものとします。それ以降に買付者等から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認総会の開催日の３営業日前の18時までに当社に到着した情報までとします。

記

(a) 真に会社経営に参加する意思がなく、株価を吊り上げ高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合

(b) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

(c) 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務担保や弁済原資として流用する目的で株式の買収を行っている場合

(d) 当社の保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分をする目的で株式の買収を行っている場合

(e) 会社経営を一時的に支配して、当社の所有する有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

(f) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式売却を事実上強要するおそれのある買付の場合

②買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主の皆様に対する無償割当ての方法による新株予約権の発行、その他法令及び当社定款により認められる相当な対抗措置を決議することが出来るものとします。

なお、対抗措置の発動を決議するにあたり、専門家等の助言を得つつ、当社監査等委員のうち社外取締役全員の賛同を得ること、対抗措置の発動要否に関する当社取締役会の評価、意見、判断及びそれに基づく決議内容につき、株主の皆様に対して公表すること、及び対抗措置の発動を状況により停止又は中止する場合があることは上記(3)①と同様とします。

（4）本新株予約権無償割当ての要項

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権無償割当ての要項は次の①～⑩のとおりです。なお、細目については、次の①～⑩に記載される事項に抵触しない限りにおいて、当社取締役会又は株主総会が定めるものとします。

①本新株予約権の数

本新株予約権無償割当てに関する当社取締役会又は株主総会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において定める割当日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

②本新株予約権割当の対象となる株主及びその割当条件

本新株予約権無償割当て決議において定める一定の基準日(以下「割当基準日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議により定める効力発生日とします。

④本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、株式分割又は株式併合等を理由とする別途の調整がない限り、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数は１株とします。

⑤本新株予約権の払込金額

無償とします。

⑥本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし、当社株式１株の割当期日における時価の２分の１に相当する価額を上限とし、当社取締役会又は当社株主総会が本新株予約権無償割当て決議により定める額とします。なお、ここでいう時価とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、１円未満の端数を切り上げるものとします。

⑦本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日を初日とし、６ヶ月間の範囲内で本新株予約権無償割当て決議により定める期間とします。

⑧本新株予約権の行使条件

(a) (i)特定大量保有者[9]、(ii)特定大量保有者の共同保有者[10]、(iii)特定大量買付者[11]、(iv)特定大量買付者の特別関係者[12]、もしくは(v)上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)乃至(v)記載の者の関連者[13](以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

(b) 上記(a)にかかわらず、次の(i)乃至(ⅱ)の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

---

[9] 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第４項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

[10] 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

[11] 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の２第６項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の２第１項に定義される。)の買付け等(同法第27条の２第１項に定義される。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の２第８項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

[12] 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第３条第２項に定める者を除く。

[13] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第３条第３項に定義される。)をいう。

(i) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定義されるものとします。)又は当社の関連会社(同規則第８条第５項に定義されるものとします。)

(ii) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)

(c) また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については取締役会又は株主総会において別途定めるものとします。)。

(d) 本新株予約権を有する者は、当社に対して、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(e) 本新株予約権を有する者が本(c)項の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任は一切負わないものとします。

⑨本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑩当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権を全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。この場合において、特定買付者等以外

の者であることが判明した場合や、特定買付者等が他に当社株式を譲渡して事後的に特定買付者等以外の者に該当することになった場合は、当該特定買付者等以外の者からあらためて本新株予約権を取得し、当社株式を交付することとします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2024年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止及び変更等

本プランの継続導入後、本プランの有効期間の満了前であっても、(a)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は(b)当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、本プランを変更し、又は廃止する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

３．本プランが株主及び投資者の皆様に及ぼす影響について

(1) 本プラン継続導入時に株主及び投資者の皆様に与える影響

本プランの継続導入時点では、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資者の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 株主意思確認総会を開催する場合において株主及び投資者の皆様に与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合で、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意ください。

(3) 本プラン発動時(本新株予約権無償割当て時)に株主及び投資者の皆様に及ぼす影響について

(a) 本新株予約権無償割当ての手続及び株主名簿への記録等の手続における影響

当社取締役会又は株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。こ

の場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様(以下「割当対象株主」といいます。)に対して、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに株主名簿への記録等の手続を行っていただくことが必要です。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、本新株予約権無償割当ての効力発生日までに本新株予約権無償割当てを中止し、又は本新株予約権無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使手続における影響

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会又は株主総会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき、原則として１株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

(c) 当社による新株予約権の取得手続における影響

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかる株主の皆様に交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになりますので、その保有する当社株式全体の価値の希釈

化は生じません。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4．本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記１．「本プラン継続導入の理由」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として本プランを継続導入させていただく予定です。また、実際に本プランに定める手続を遵守した買付者等が登場した際に、買付者等に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしております。また、本プランの有効期間は３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、上記２．(6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

（4）合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．（3）「本新株予約権無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

（5）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．（6）「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は１年であり、監査等委員である取締役の任期は２年でありますが、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙１)当社監査等委員のうち社外取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴		所有株式数 (株)
飯塚孝徳 (いいづか たかのり) (1966年6月1日生)	1996年３月 1998年６月 2009年４月 2018年６月	原田・尾崎・服部法律事務所 (現尾崎法律事務所)入所 当社監査役就任 飯塚総合法律事務所入所(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	49,370 (2021年３月末)
廣岡穣 (ひろおか みのる) (1971年7月8日生)	1997年10月 2001年５月 2007年８月 2009年１月 2015年１月 2018年６月	中央監査法人(中央青山監査法人、みすず監査法人に名称変更の後、2007年７月解散)入所 公認会計士登録 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 廣岡公認会計士事務所を開業し代表に就任(現任) 株式会社廣岡事務所を開業し代表取締役に就任(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	18,670 (2021年３月末)

(別紙２)大株主の状況

(2021年３月31日現在)

株　主　名	持　株　数(株)	持　株　比　率(%)
速水浩二	2,664,854	12.04
篠﨑　晃一	810,828	3.66
株式会社りそな銀行	740,000	3.34
佐々木　幹夫	697,128	3.15
SMBC日興証券株式会社	621,000	2.80
中野　孝一	544,100	2.46
楽天証券株式会社	489,100	2.21
鬼頭　正彦	410,000	1.85
三菱UFJモルガン・スタンレー証券会社	405,000	1.83
河口　隆俊	295,400	1.33

(注) １．当社は、自己株式1,368,746株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
２．株式の状況

(2021年３月31日現在)

(1)	発行可能株式総数	74,000,000株
(2)	発行済株式の総数	23,484,226株
(3)	株主総数	6,116名

以　上

(添付書類)

事　業　報　告

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

①事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界規模での感染拡大の影響により景気が急速に悪化した後、第一回目の緊急事態宣言の全面解除をきっかけに経済活動が再開し始めたものの、緊急事態宣言の再発令を受けて対面型サービス消費を中心に再び弱い動きとなりました。

このような環境の中、当社グループにおいては、①将来に向けた事業会社各社の成長基盤構築・整備、②新規収益基盤の創出、③事業会社経営人材の拡充と育成、及び④外的環境要因に耐性のある事業基盤整備の４点を期初に重点課題として掲げてこれらの課題に積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みの結果、当連結会計年度の連結売上高6,317百万円(前期比4.6％増)、連結営業利益924百万円(前期比105.1％増)、連結経常利益901百万円(前期比103.6％増)、親会社株主に帰属する当期純利益573百万円(前期比177.0％増)となりました。

セグメント別の経営成績は以下の通りです。

出版事業におきましては、書籍のオンライン販売、Webメディア及び電子書籍販売などの各事業が期を通じて好調に推移したことに加え、コロナ環境下に対応した業務の効率化などにより、売上高4,082百万円(前期比9.7％増)、セグメント利益(営業利益)976百万円(前期比41.0％増)と大幅増収増益になりました。

コーポレートサービス事業におきましては、第２四半期連結累計期間中において新型コロナウイルス感染症拡大による受注案件減少・進行遅延の影響が甚大でしたが、第３四半期連結会計期間以降徐々に受託案件が増加し業績回復基調となった結果、売上高681百万円(前期比24.4％減)、セグメント利益(営業利益)７百万円(前期比88.3％減)と通期では黒字転換いたしました。

ソフトウェア・ネットワーク事業におきましては、既存コンテンツ売上など既存事業が期を通じて安定的に推移したことに加え、新規事業の採算が徐々に改善してきたことから、売上高742百万円(前期比1.5％増)、セグメント利益(営業利益)42百万円(前期はセグメント損失105百万円)となりました。

教育・人材事業におきましては、IT人材研修事業が期を通じて好調に推移したことに加え、業務のオンライン化推進などにより、売上高679百万円(前期比19.9%増)、セグメント利益(営業利益)107百万円(前期比47.7%増)と大幅増収増益になりました。

投資運用事業におきましては、有価証券投資運用額増加に伴う利息・配当金収入の増加、及び期を通じて事業環境が比較的良好だったことから、売上高131百万円(前期比12.9%増)、セグメント利益(営業利益)77百万円(前期比548.0%増)となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績については以下のとおりです。

②セグメント別売上高

(単位：百万円、%)

区　分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
出版事業	3,722	61.7	4,082	64.6	359	9.7
コーポレートサービス事業	901	14.9	681	10.8	△219	△24.4
ソフトウェア・ネットワーク事業	731	12.1	742	11.8	11	1.5
教育・人材事業	566	9.4	679	10.7	112	19.9
投資運用事業	116	1.9	131	2.1	14	12.9
合　計	6,038	100.0	6,317	100.0	278	4.6

(注) 上記①及び②の金額には消費税等は含まれておりません。

③対処すべき課題

中長期にわたる一層の成長のために、将来に向けた事業会社各社の成長基盤構築・整備、新規収益基盤の創出、事業会社経営人材の拡充と育成、及び外的環境要因に耐性のある事業基盤整備を重点課題として取り組む所存であります。

また、法令遵守や信頼性のある財務報告に関しても引続き真摯に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

①当社は、2020年４月27日に第23回無担保社債100百万円、期間５年(期日一括償還)を発行いたしました。

②連結子会社である株式会社翔泳社は、2020年９月25日に株式会社翔泳社第31回無担保社債200百万円、期間５年(定時償還)を発行いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 33 期 (2017年度)	第 34 期 (2018年度)	第 35 期 (2019年度)	(当連結会計年度) 第 36 期 (2020年度)
売上高(百万円)	5,128	5,441	6,038	6,317
経常利益(百万円)	412	372	442	901
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	498	255	206	573
１株当たり当期純利益(円)	21	11	9	25
純資産(百万円)	4,648	4,605	4,563	5,525
総資産(百万円)	8,521	8,489	8,539	10,128

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)等を第34期の期首から適用しており、第33期については遡及処理後の数値を記載しております。

(5) 主要な事業内容(2021年３月31日現在)

事業部門	事業内容
出版事業	コンピュータ関連書籍の発行・販売、コンピュータ関連のカンファレンス・教育、コンピュータ関連技術情報のWeb上での提供、一般書籍・海外翻訳書籍の発行・販売、オンラインショップにおけるソフトウェア・ハードウェアの販売、電子書籍の販売、電気技術者資格受験者向け教材の企画・制作・販売、その他コンピュータ関連商品・サービスの販売
コーポレートサービス事業	情報技術(パソコン・ネットワーク・ソフトウェア等)関連企業を対象とする以下のサービス提供： 製品付随物・同封物の企画・製造請負、製品のマーケティング・販売促進に関するサービス、ユーザー(主に技術者)のサポートサービス、企業PR/IRのサポートサービス
ソフトウェア・ネットワーク事業	Webサービス企画・開発・運営、ソーシャルゲーム・スマートフォンアプリ開発、アミューズメント施設の運営
教育・人材事業	医療業界関連転職支援・求人サイト運営、IT人材教育・研修
投資運用事業	有価証券投資、不動産賃貸

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社翔泳社	50百万円	100.0%	出版事業
株式会社翔泳社アカデミー	10百万円	100.0% (100.0%)	出版事業
SEモバイル・アンド・オンライン株式会社	10百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株式会社SEデザイン	30百万円	100.0%	コーポレートサービス事業
株式会社ゲームグース	20百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株式会社SEプラス	17百万円	100.0%	教育・人材事業
SEインベストメント株式会社	247百万円	100.0%	投資運用事業

(注) 1．( )内は間接所有割合を内数で示しております。
2．当社の議決権比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

③重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業所(2021年３月31日現在)

当社及び上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社翔泳社、ＳＥモバイル・アンド・オンライン株式会社、株式会社ＳＥデザイン、株式会社ゲームグース及びＳＥインベストメント株式会社の本社所在地は、東京都新宿区であります。

上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社ＳＥプラスの本社所在地は東京都千代田区、株式会社翔泳社アカデミーの本社所在地は大阪府大阪市であります。

(8) 従業員の状況(2021年３月31日現在)

会　社　名	従　業　員　数
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	7名
株式会社翔泳社	131名
SEモバイル・アンド・オンライン株式会社	42名
株式会社SEデザイン	30名
株式会社ゲームグース	4名
株式会社SEプラス	43名
株式会社翔泳社アカデミー	6名
SEインベストメント株式会社	0名
合　計	263名

(注) 上記従業員数には、取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先(2021年３月31日現在)

借　入　先	借　入　額
	百万円
Bank of Singapore Limited	710
株式会社りそな銀行	365
株式会社三井住友銀行	248
株式会社きらぼし銀行	150

(注) 2021年３月31日現在の借入残高が、１億円超の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　74,000,000株

(2) 発行済株式の総数　22,115,480株
(自己株式 1,368,746株を除く。)

(3) 株　主　数　6,116名

(4) 大株主及びその持株数

株主名	持株数	持株比率
	株	%
速水浩二	2,664,854	12.04
篠﨑晃一	810,828	3.66
株式会社りそな銀行	740,000	3.34
佐々木幹夫	697,128	3.15
SMBC日興証券株式会社	621,000	2.80
中野孝一	544,100	2.46
楽天証券株式会社	489,100	2.21
鬼頭正彦	410,000	1.85
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	405,000	1.83
河口隆俊	295,400	1.33

(注) 当社は、自己株式1,368,746株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年６月21日開催の第34回定時株主総会の決議で、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2020年６月23日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、同年７月21日に171,780株の自己株式の処分を行っております。なお、処分価額は１株につき163円、処分価額の総額は28百万円であります。

当社の取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	147,240株	３名
社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	―株	―名
監査等委員である取締役	18,405株	３名

(注) 上記以外に当社子会社の取締役１名に6,135株を割り当てております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため、2020年７月29日開催及び2021年２月12日開催の各取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行い、この取得により自己株式は各々375,000株及び210,000株増加いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2021年３月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	速水浩二	SEインベストメント株式会社代表取締役社長
取締役副社長	佐々木幹夫	株式会社翔泳社代表取締役社長、株式会社翔泳社アカデミー代表取締役社長
取締役副社長	篠﨑晃一	株式会社SEデザイン代表取締役社長
取締役(監査等委員)	佐多俊一	株式会社コンポーネントソース代表取締役社長
取締役(監査等委員)	飯塚孝徳	弁護士
取締役(監査等委員)	廣岡穣	廣岡公認会計士事務所代表、株式会社廣岡事務所代表取締役、株式会社オロ非常勤監査役、株式会社アグリメディア非常勤監査役、株式会社アイ・オー・エス非常勤監査役、株式会社デイドリーム非常勤監査役、株式会社フードコネクション非常勤監査役、株式会社Veritas In Silico非常勤監査役

(注)　1．取締役(監査等委員)飯塚孝徳氏及び廣岡穣氏は社外取締役であります。
2．当社は、監査等委員会の職務を補助する部署として、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課が、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3．取締役(監査等委員)飯塚孝徳氏及び廣岡穣氏は、東京証券取引所における有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4．取締役(監査等委員)廣岡穣氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

基本報酬(固定報酬)の額については、個々の役割や担当業務、業績貢献度及び当社グループ業績水準等に応じた報酬水準とします。役員退職慰労金の額については、取締役会決議で制定した役員退職慰労金規程の定めに従い、報酬月額(株式報酬は含まない。)に役位通算在任期間に基づく係数及び職位係数を乗じた額の累計額とし、これに特別功労金を加算又は特別減額を減算することが出来るものとします。

賞与(業績連動報酬)の額については、当該年度の利益計画の達成状況を基礎とし、中長期的視野に立った施策・戦略の実施・着手状況やコンプライアンス遵守状況といった定性的評価を考慮に加えた上で、決定するものとします。

譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)については、個々の役割や担当業務、業績貢献度及び当社グループ業績水準等に応じた報酬水準とします。

これら報酬の構成割合の決定にあたっては、業績との連動を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な企業価値に連動する報酬を採用することや、現金報酬の他、株主価値との連動制をより強化した株式報酬を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成とすることを方針とします。

これら報酬の付与の時期は以下のとおりとします。基本報酬(固定報酬)は、毎月一定の時期に支給します。役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に従い、原則、定時株主総会終了後2ケ月以内に支給します。賞与(業績連動報酬)は、原則、6月及び12月を支給時期とします。譲渡制限付株式報酬は、定時株主総会日から1ケ月以内に取締役会決議で報酬債権額を決定し、同決議日から1月を経過する日までに当該株式を交付します。

上記決定方針は取締役会の決議による方法とします。当社では、取締役会に取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容を開示した上で審議、決議しており、当社取締役会は当該内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、また、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものとを除く。)の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、当該金銭報酬額とは別枠で、2019年6月21日開催の第34回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を取締役(監査等委員であるものを除く。)年額50百万円以内、また、監査等委員である取締役年額10百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるも

のとを除く。)の員数は３名、監査等委員である取締役の員数は３名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	108	66	21	2	18	3
監査等委員 (社外取締役を除く。)	3	1	0	0	0	1
社外取締役(監査等委員)	5	3	1	0	1	2

(注) 1　当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く。)３名、取締役(監査等委員)３名(うち、社外取締役２名)であります。

2　業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額(または数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当該年度の利益計画(主に売上高及び営業利益)の達成状況であり、また、当該業績指標を選定した理由は、インセンティブ付与指標として最適と判断したことによります。業績連動報酬等の額の算定方法は、当該年度の利益計画の達成状況を基礎とし、中長期的視野に立った施策・戦略の実施・着手状況やコンプライアンス遵守状況といった定性的評価を考慮に加えた上で、決定するものとしております。当事業年度は、連結売上高及び連結営業利益等各段階損益共、当初計画を上回る実績を達成することが出来ました。

3　退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

4　非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は２．会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区分	氏　　名	取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言内容
取　締　役 (監査等委員)	飯塚　孝徳	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回出席し、主に弁護士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、５回中　４回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	廣　岡　穣	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、５回中５回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額　31百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31百万円

(注) 1．監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第１項各号に定める事由の該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的な視野に立ち、企業体質の強化を図りながら安定的配当を実施していくことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当の１回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、現在の各事業内における基盤拡大のための安定的且つ効率的な投資のために役立てる所存であります。

自己株式の取得・処分につきましては、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするために行うものであります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び今後の事業展開や内部留保の状況等を総合的に勘案し、１株につき２円とさせて頂きます。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、特段の注記がある場合を除いて四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**7,965**	**流動負債**	**3,258**
現金及び預金	2,897	買掛金	406
受取手形及び売掛金	1,672	１年内償還予定社債	140
営業投資有価証券	2,669	短期借入金	1,642
商品及び製品	527	未払法人税等	247
仕掛品	111	賞与引当金	103
原材料及び貯蔵品	8	返品調整引当金	99
その他	78	その他	619
貸倒引当金	△0	**固定負債**	**1,344**
固定資産	**2,163**	社債	605
有形固定資産	**1,543**	長期借入金	213
建物及び構築物	397	役員退職慰労引当金	93
土地	1,089	退職給付に係る負債	381
その他	56	資産除去債務	2
無形固定資産	**36**	再評価に係る繰延税金負債	7
その他	36	その他	41
投資その他の資産	**583**	**負債合計**	**4,603**
投資有価証券	232	**(純資産の部)**	
敷金・保証金	72	**株主資本**	**5,187**
繰延税金資産	158	**資本金**	**1,534**
その他	124	**資本剰余金**	**1,752**
貸倒引当金	△4	**利益剰余金**	**2,186**
		自己株式	**△286**
		その他の包括利益累計額	**338**
		その他有価証券評価差額金	**321**
		土地再評価差額金	**16**
		純資産合計	**5,525**
資産合計	**10,128**	**負債及び純資産合計**	**10,128**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**6,317**
売上原価		**3,197**
売上総利益		**3,119**
返品調整引当金繰入額		**3**
差引売上総利益		**3,115**
販売費及び一般管理費		**2,191**
営業利益		**924**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	3	
投資事業組合運用益	2	
古紙売却収入	0	
補助金収入	17	
その他	4	28
営業外費用		
支払利息	11	
社債発行費	7	
支払保証料	2	
為替差損	29	
その他	0	52
経常利益		**901**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	15	
減損損失	4	
新型コロナウイルス感染症による損失	8	29
税金等調整前当期純利益		**872**
法人税、住民税及び事業税	**328**	
法人税等調整額	**△29**	**299**
当期純利益		**573**
親会社株主に帰属する当期純利益		**573**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　多　茂　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　武　男　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書　謄本

2021年５月25日

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速水　浩二　殿

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社　監査等委員会
監査等委員会委員長　佐多　俊一　㊞
監査等委員　飯塚　孝徳　㊞
監査等委員　廣岡　穣　㊞

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第36期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容
　監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
　さらに、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
　また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

2. 監査の結果
　会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注)　監査等委員飯塚孝徳及び廣岡穣は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

貸 借 対 照 表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,612**	**流動負債**	**729**
現金及び預金	1,147	短期借入金	493
短期貸付金	1,206	１年以内償還予定社債	10
未収入金	207	未払金	26
その他	51	未払法人税等	166
固定資産	**2,814**	未払費用	5
有形固定資産	**1,459**	預り金	11
建物	366	その他	16
構築物	0	**固定負債**	**498**
工具器具備品	3	社債	100
土地	1,089	長期借入金	163
無形固定資産	**5**	退職給付引当金	18
ソフトウェア	1	役員退職慰労引当金	93
電話加入権	3	預り保証金	115
投資その他の資産	**1,349**	再評価に係る繰延税金負債	7
投資有価証券	232	**負債合計**	**1,228**
関係会社株式	848	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	169	**株主資本**	**4,146**
保険積立金	110	**資本金**	**1,534**
その他	13	**資本剰余金**	**1,837**
貸倒引当金	△23	資本準備金	131
		その他資本剰余金	1,706
		利益剰余金	**1,061**
		利益準備金	58
		その他利益剰余金	1,002
		繰越利益剰余金	1,002
		自己株式	**△286**
		評価・換算差額等	**51**
		その他有価証券評価差額金	**35**
		土地再評価差額金	**16**
		純資産合計	**4,198**
資産合計	**5,426**	**負債及び純資産合計**	**5,426**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**659**
売上原価		**30**
売上総利益		**628**
販売費及び一般管理費		**326**
営業利益		**301**
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	3	
為替差益	0	
投資事業組合運用益	2	
その他	0	15
営業外費用		
支払利息	3	
社債利息	0	
社債発行費	2	
支払保証料	0	
貸倒引当金繰入額	7	
その他	0	15
経常利益		**302**
特別損失		
投資有価証券評価損	15	**15**
税引前当期純利益		**286**
法人税、住民税及び事業税		32
法人税等調整額		△4
当期純利益		**258**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　多　茂　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　武　男　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

2021年5月25日

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速水　浩二　殿

ＳＥホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社　監査等委員会
監査等委員会委員長　佐多　俊一　㊞
監査等委員　飯塚　孝徳　㊞
監査等委員　廣岡　穣　㊞

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

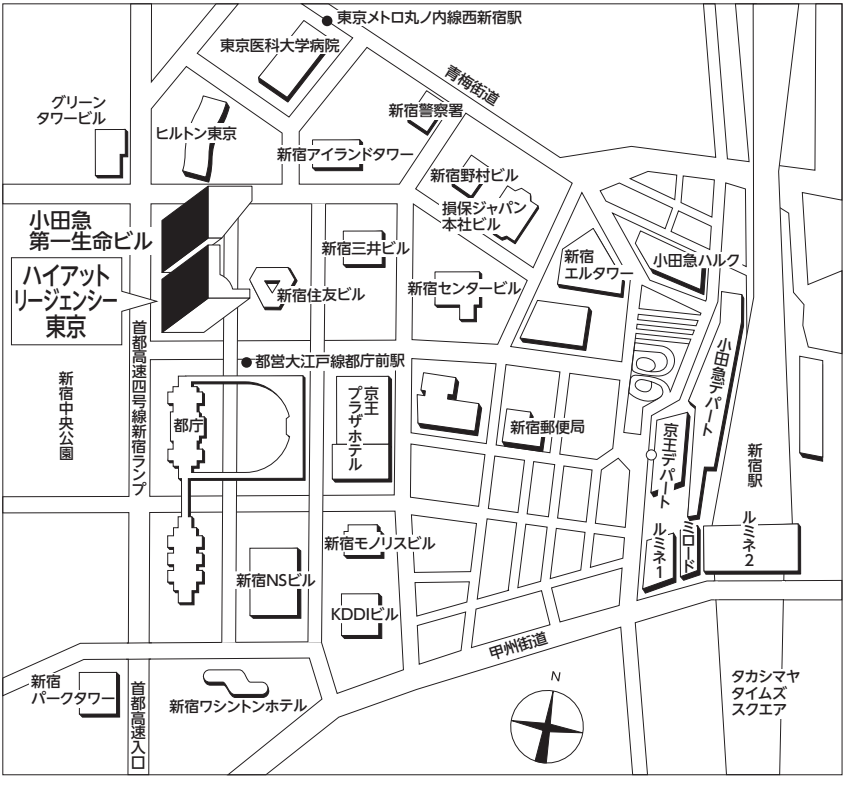
(注)　監査等委員飯塚孝徳及び廣岡穣は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアット　リージェンシー　東京　白鳳の間
電話　(03)3348-1234(代表)



●交通機関
●新宿駅(西口)より徒歩約９分
●地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約４分
●地下鉄大江戸線都庁前駅に直結